

【暴排条項 再点検のすすめ！】



1 先般、建築業者から、民間住宅の請負契約に関して施主から不当な要求を受けているので相談したいとの連絡を受けました。

この建築業者の説明では、標準請負契約約款を使って請負契約を締結しているとのことでしたので、暴排条項の定めが当然あるだろうと軽く考えていました。

しかし、見せられた請負契約書は、請負に関する条項は非常に丁寧に書かれていましたが、契約書の中に「暴力団」の文字は一切なく、暴排条項の定めがない契約書でした。

爾後調べてみると、中央建設業審議会が作成した3種類の民間建設工事標準請負契約約款には、そもそも暴排条項の定めがありませんでした。

また、同審議会作成の公共工事標準請負契約約款には、暴排条項の定めはありましたが、その条項も暴力団関係者の排除という属性要件のみで、暴力的要求行為等の排除という行為要件は盛り込まれていませんでした。

したがって、民間建設業者が、中央建設業審議会の約款をそのまま利用して請負契約を締結していた場合、相手方が暴力団等であることが判明しても契約解除等の措置を取ることが困難になってしまいます。

また、公共工事標準請負契約約款のように暴力団関係者の排除という条項のみの契約書であった場合も、暴力団関係者に該当しない反社会的勢力（準暴力団など）や暴力団関係者であることが明らかでない者からの暴力的要求行為等に対しては、契約解除等の措置を取ることが難しくなってしまいます。

2 それでは、暴排条項は、どのように定める必要があるのでしょうか。

改めて暴排条項のおさらいをしておきたいと思います。

第1に、相手方が暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当しないことを表明させ確約させる（属性要件）。

この際、単に暴力団関係者のみを排除対象とするだけでなく、準暴力団等の反社会的勢力も排除の対象とすることが肝要です。

第2に、暴力的要求行為等を行わないことを表明させ確約させる（行為要件）。この定めを入れないと、反社会的勢力であることが明らかでない者からの暴力的要求行為等に

対して契約解除等の措置を取ることが難しくなってしまいます。

第3に、属性要件又は行為要件に該当した場合には、無条件で契約を解除できることを定める（無催告解除条項）。

その際、解除通知は、締結した契約上の住所宛に発送すれば解除の効力が生じる旨の定めを設けた方が良いでしょう。

そうしておけば、相手方の所在が不明となった場合であっても、契約解除をすることが可能となります。

第4に、相手方からの損害賠償等の請求はできない旨の条項を定める。

第5に、相手方に対する損害賠償または違約金等の請求はできる旨の条項を定める。

最低限、これらの条項を契約書に盛り込むことが必要になります。

3 契約書に暴排条項を定めておくメリットは、他にもあります。

契約書に、暴排条項を定めておけば、相手方が暴力団関係者であるか確認したい場合に、警察からの情報提供を受けやすくなります。

また、行為要件を定めておけば、暴力団関係者であることが確認できない場合でも、暴力的要求行為等がなされたことを理由として契約を解除できますので、近時問題となっている暴力団関係者以外からのいわゆるカスタマーハラスメントなどにも対応が可能になります。

4 業界団体等が作成した定型の契約書をそのまま利用してはいませんか。

もし利用しているのであれば、その契約書に暴排条項が適正に盛り込まれているか確認して頂きたいと思います。

ご心配な場合、民事介入暴力対策委員会の委員は、暴排条項を盛り込んだ契約書作成のアドバイスも行っていますので、是非ご相談頂きたいと思います。

寄稿者

越谷市越ヶ谷 1-11-35 吾山ビルⅡ4階

菅沼法律事務所

電話 048-969-3801 Fax 048-969-3802

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 菅沼 博文

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.170」から転記したものです。